

## 登米市下水道基本構想の見直しについて

### 1. 概要及び目的

本市の汚水処理は、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備促進事業により地域の実情に応じた整備を進めている。平成 18 年度には、市町村合併や当時の社会情勢を反映し、統一的な手法により最適な計画区域及び整備手法の選定を行うため、登米市下水道基本構想(平成 19 年 2 月策定。以下、「市構想」)を策定した。また、平成 27 年度には、長沼工業団地のなどの企業立地や、市街地での商業施設の立地、東日本大震災での被災による影響、人口減少や少子高齢化の更なる進展など、様々な社会情勢の変化を受け市構想の見直しを行っている。

また、宮城県では、より効率的な汚水処理施設の整備・運営管理を実現していくため、現行の「人～水～地球 甦る水環境みやぎ(生活排水処理基本構想)」(平成 27 年 3 月策定。以下、「県構想」)の見直しを行うこととし、令和 7 年度中の策定を目指している。本市においても、県構想の見直しと連携して人口減少などの社会情勢の変化を考慮し、適正な処理区域の設定や整備・運営管理手法の選定を行い、より効率的で持続可能な下水道事業の構築に資することを目的に、令和 6 年度に市構想の更なる見直しを実施するもの。

### 2. 主な見直しの内容

#### ①目標年次の見直し

県構想に合わせて目標年次(短期目標及び長期構想)をそれぞれ 10 年ずつ延長する。

【目標年次(短期目標)】 既構想 [令和 7 年度まで] ⇒ 今回構想 [令和 17 年度まで]

【目標年次(長期構想)】 既構想 [令和 17 年度まで] ⇒ 今回構想 [令和 27 年度まで]

#### ②整備・運営管理手法の選定

処理区域の見直し。(登米市下水道事業施設統廃合計画に基づいた、統廃合計画の反映など。)

#### ③汚水処理計画人口の設定

①及び②を踏まえた、最新の推計値に基づいた計画人口の見直し。**※現時点では③まで作業が完了。**

※国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口(令和 5 (2023) 年推計)による。

#### ④整備計画の策定

①及び②を踏まえた、今後の整備計画や概算事業費などの設定。

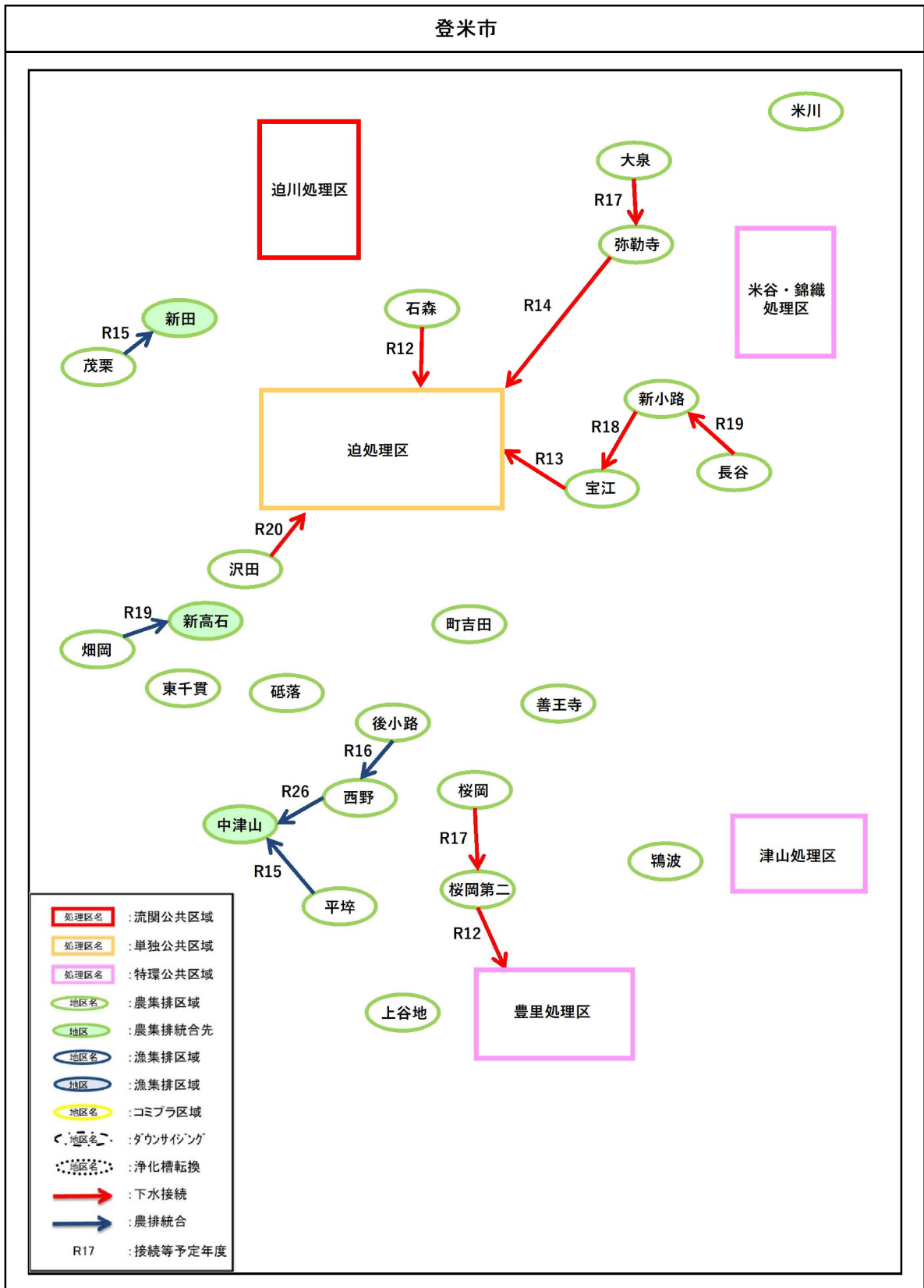
**汚水処理事業ごとの汚水処理計画人口の今後の見通し**

事業		処理区	現況人口	計画人口	
			R5	短期目標	長期構想
				R17	R27
公共下水道	公共	迫処理区	23,837	22,480	20,880
		内統廃合による増分	－	2,940	4,110
	特環	豊里処理区	4,601	4,570	3,810
		内統廃合による増分	－	770	610
		米谷・錦織処理区	1,917	1,310	960
		津山処理区	1,999	1,410	990
	流域関連	迫川処理区	2,025	1,430	1,150
公共下水道区域の合計		34,379	31,200	27,790	
農集集落排水	全26地区の合計		16,475	9,400	6,180
	内統廃合による減分		－	▲ 3,710	▲ 4,720

処理区域の見直しに伴い、県構想に新たに反映する予定の施設統廃合計画の概要は下記のとおり。

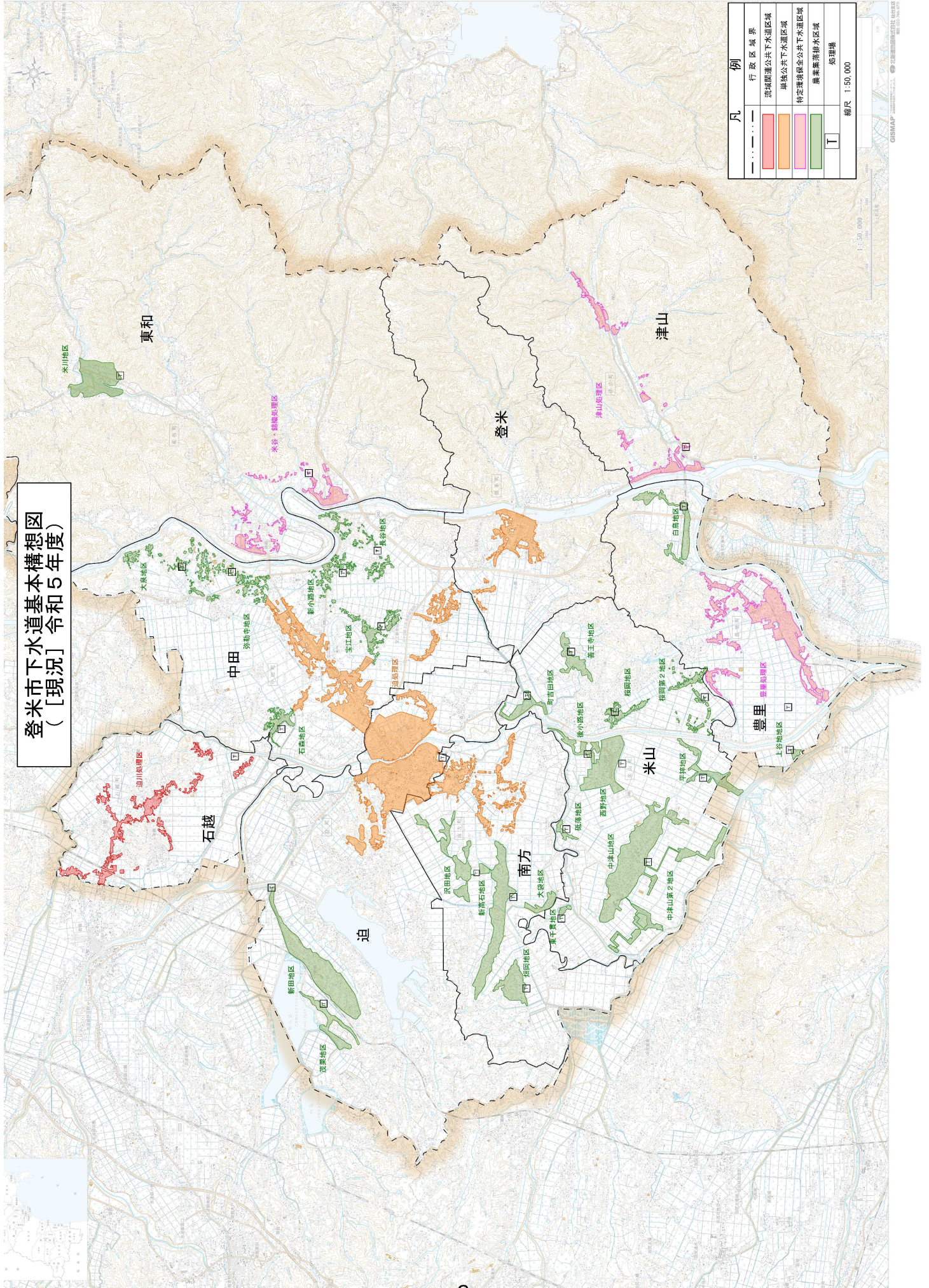
生活排水処理施設整備構想\_既存施設統廃合(集約・再編)計画概要図

(様式5)

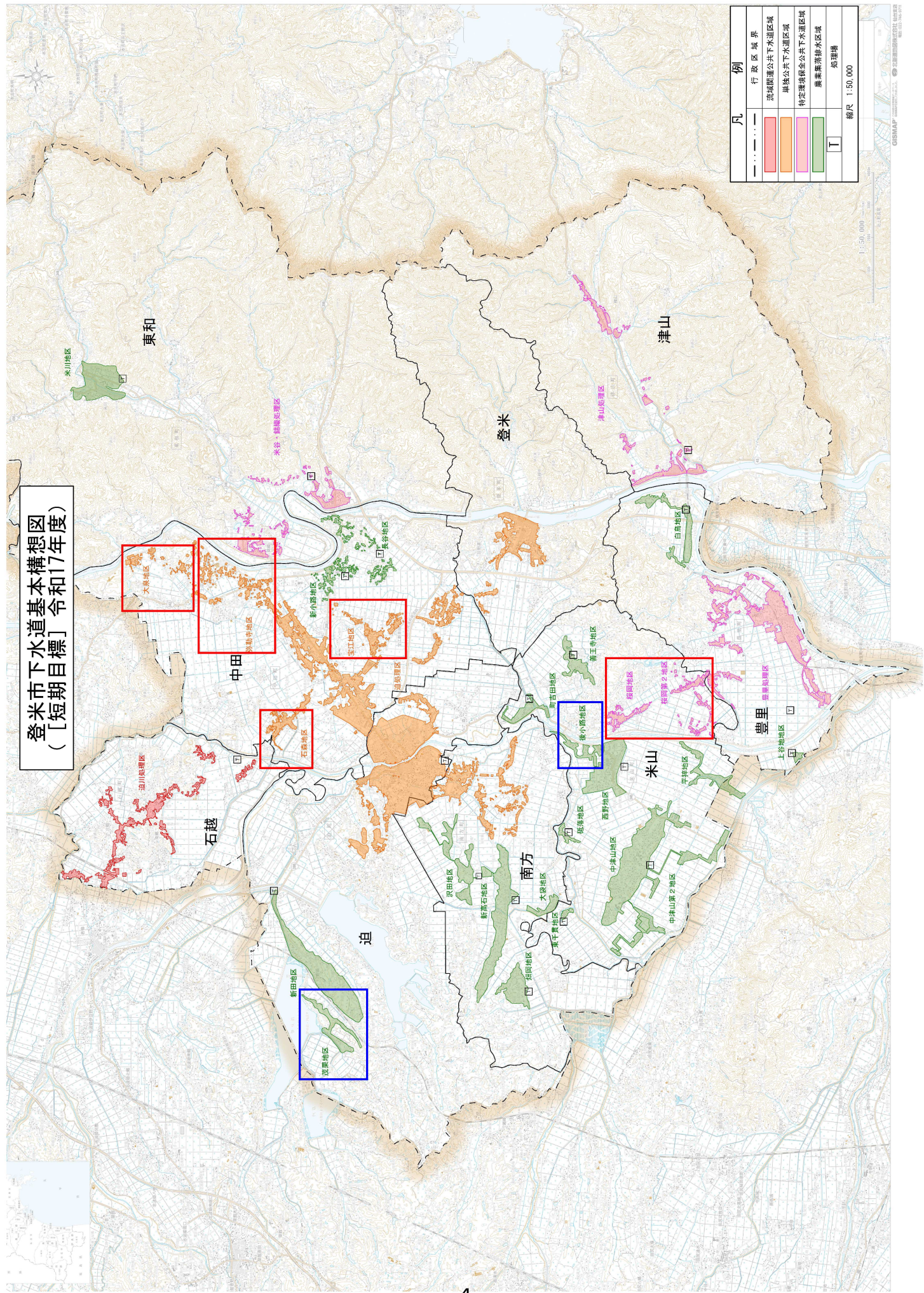


今回の県構想の見直しに反映する施設統廃合の概要（県様式5）

# 登米市下水道基本構想図 （「現況」令和5年度）

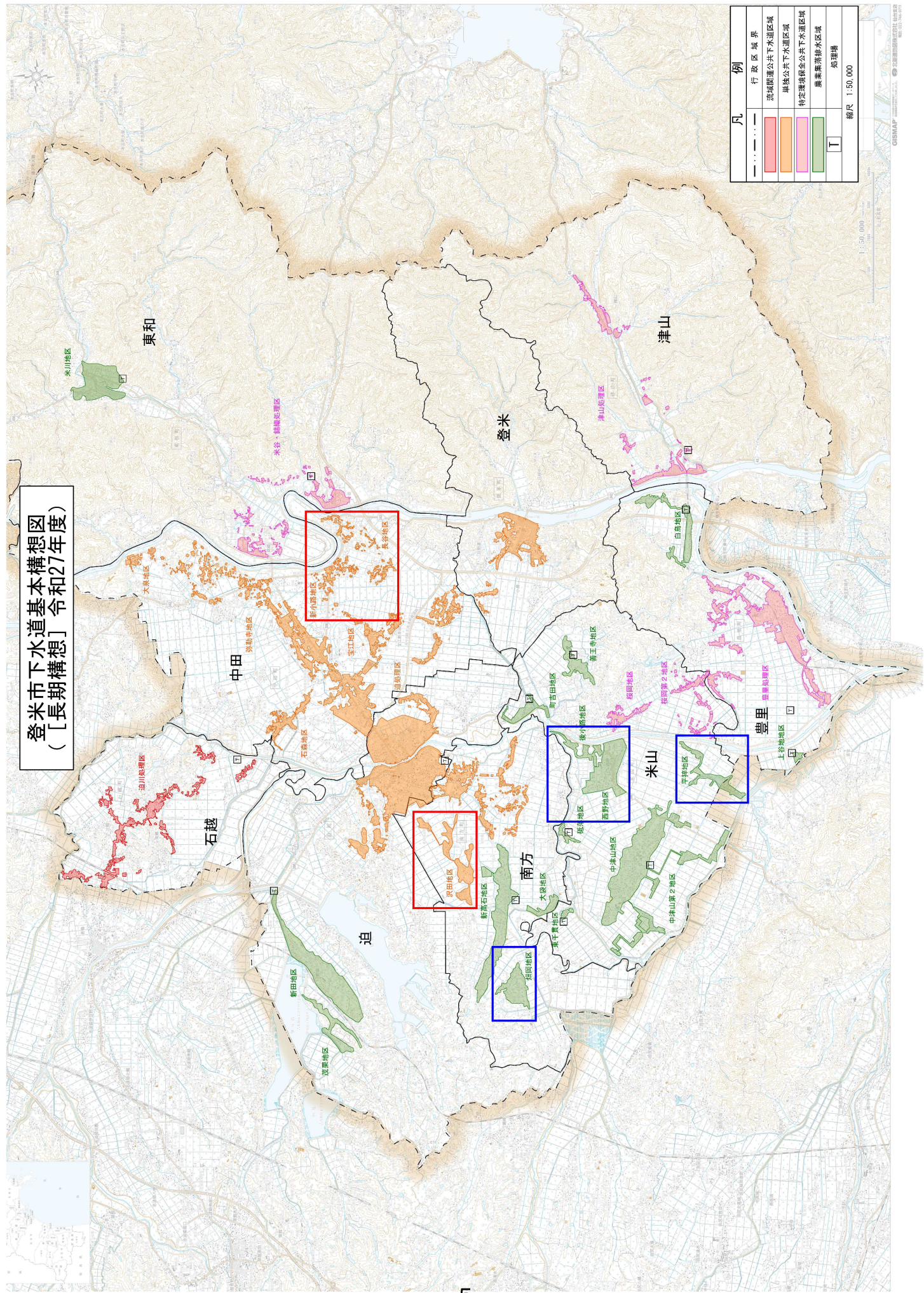


登米市下水道基本構想図  
 (「短期目標」令和17年度)



凡 例	
— — — — —	行政区境界
— — — — —	流域圏公共下水道区域
■ (Orange)	単独公共下水道区域
■ (Pink)	特定環境保全公共下水道区域
■ (Green)	農業排水区域
□ (T)	処理場
縮尺 1:50,000	

登米市下水道基本構想図  
 (「長期構想」令和27年度)



凡例	
---	行政区境界
—	流域連公共下水道区域
■	単独公共下水道区域
■	特定環境保全公共下水道区域
■	農業排水区域
□	処理場

縮尺 1:50,000

©2025 TOYOKE CITY GISMAP